

平成19年3月定例会

第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会
会議録

平成19年3月29日開会

平成19年3月29日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

○ 招集に応じた議員（3月29日）

1番	木橋正昭	君	2番	立石武志	君
3番	木下章	君	4番	清水宏	君
5番	森口忠俊	君	6番	藤本誠	君
7番	辻健一郎	君	8番	玉邑哲雄	君
9番	佐々木敏幸	君	10番	佐々木富基	君
11番	福田修治	君	12番	渡辺恵	君
13番	西嶋久夫	君	14番	内藤博男	君
15番	北山謙治	君	16番	砂子三郎	君
17番	酒井英夫	君	18番	西岡紀夫	君
19番	山川豊	君	20番	松山俊弘	君
21番	山口清盛	君	22番	近藤高昭	君
23番	上田誠	君			

第 1 回福井県後期高齢者医療広域連合議会会議録索引

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
事務局出席職員	3
説明員	3
開会宣告	3
広域連合長あいさつ	3
開議宣告	4
日程 1 議長の選挙について	4
議長あいさつ	5
日程 2 議席の指定について	6
日程 3 会議録署名議員の指名について	6
日程 4 会期の決定について	6
日程 5 副議長の選挙について	6
副議長あいさつ	7
日程 6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	7
日程 7 第 1 号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	8
日程 8 第 2 号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について	8
日程 9 第 3 号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会議務局設置条例の制定について	8
日程 10 第 4 号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合専決処分事項の指定について	8
採 決	8
日程 11 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	8
提案理由説明	
○坂川広域連合長	8
採 決	9
今井副広域連合長あいさつ	9
日程 12 第 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	9

提案理由説明		
	○坂川広域連合長	1 0
	採 決	1 0
	山岸副広域連合長あいさつ	1 0
日程 1 3	第 3 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を求めることについて	1 0
提案理由説明		
	○坂川広域連合長	1 0
	採 決	1 1
	田本監査委員あいさつ	1 1
日程 1 4	第 4 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を求めることについて	1 1
提案理由説明		
	○坂川広域連合長	1 2
	採 決	1 2
	福田監査委員あいさつ	1 2
日程 1 5	第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例 の制定について	1 3
日程 1 6	第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 の制定について	1 3
日程 1 7	第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護 条例の制定について	1 3
日程 1 8	第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個 人情報保護審査会条例の制定について	1 3
日程 1 9	第 9 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運 営等の状況の公表に関する条例の制定につい て	1 3
日程 2 0	第 1 0 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休 業等に関する条例の制定について	1 3
日程 2 1	第 1 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員 等の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定 について	1 3
日程 2 2	第 1 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合の財政状況の 作成及び公表に関する条例の制定について	1 3
日程 2 3	第 1 3 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合長期継続契約 を締結することができる契約に関する条例の 制定について	1 3
提案理由説明		

○坂川広域連合長	1 3
事務局長補足説明	1 3
採 決	1 4
日程 2 4 第 1 4 号議案	福井県市町総合事務組合への加入について 1 4
日程 2 5 第 1 5 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合と福井県との 間の公平委員会への事務委託について 1 4
日程 2 6 第 1 6 号議案	指定金融機関の設置について 1 4
提案理由説明	
○坂川広域連合長	1 5
事務局長補足説明	1 5
採 決	1 5
日程 2 7 第 1 7 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策 定について 1 5
提案理由説明	
○坂川広域連合長	1 5
事務局長補足説明	1 6
採 決	1 6
日程 2 8 第 1 8 号議案	平成 1 9 年度福井県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算 1 6
提案理由説明	
○坂川広域連合長	1 6
事務局長補足説明	1 7
採 決	1 8
日程 2 9 第 1 号報告	専決処分の承認を求めることについて（平成 1 8 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般 会計予算） 1 8
日程 3 0 第 2 号報告	専決処分の承認を求めることについて（福井 県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条 例ほか 9 条例の制定について） 1 8
提案理由説明	
事務局長補足説明	1 8
採 決	2 0
連合長あいさつ	2 0
閉会宣告	2 0

平成19年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧表

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	広域連合長	19.3.29	19.3.29	原案可決
第2号議案	福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	〃	〃	〃	〃
第3号議案	福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	〃	〃	〃	〃
第4号議案	福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	〃	〃	〃	〃
第5号議案	福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第6号議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第7号議案	福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第8号議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第9号議案	福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第10号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第11号議案	福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第12号議案	福井県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第13号議案	福井県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第14号議案	福井県市町総合事務組合への加入について	〃	〃	〃	〃
第15号議案	福井県後期高齢者医療広域連合と福井県との間の公平委員会への事務委託について	〃	〃	〃	〃
第16号議案	指定金融機関の設置について	〃	〃	〃	〃
第17号議案	福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	〃	〃	〃	〃
第18号議案	平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃	〃
第1号報告	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）	〃	〃	〃	承認
第2号報告	専決処分の承認を求めることについて（福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか9条例の制定について）	〃	〃	〃	〃

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号連合会案	福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	議員	19.3.29	19.3.29	原案可決
第2号連合会案	福井県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について	〃	〃	〃	〃
第3号連合会案	福井県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第4号連合会案	福井県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について	〃	〃	〃	〃

平成19年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月29日	木	午後2時	本会議	福井県 自治会館 201号室	議案上程 採決 閉会

第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成19年3月29日（木曜日）午後2時2分開議

平成19年3月29日、第1回定例会が福井県自治会館201号室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日程 1 議長選挙について

日程 2 議席の指定について

日程 3 会議録署名議員の指名について

日程 4 会期の決定について

日程 5 副議長選挙について

日程 6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程 7 第1号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

日程 8 第2号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について

日程 9 第3号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

日程 10 第4号連合会案 福井県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

日程 1 1 第1号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

日程 1 2 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

日程 1 3 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程 1 4 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程 1 5 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について

日程 1 6 第6号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について

日程 1 7 第7号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について

日程 1 8	第 8 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	日程 2 6	第 1 6 号議案	指定金融機関の設置について
日程 1 9	第 9 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	日程 2 7	第 1 7 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
日程 2 0	第 1 0 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について	日程 2 8	第 1 8 号議案	平成 1 9 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程 2 1	第 1 1 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について	日程 2 9	第 1 号報告	専決処分の承認を求めることについて（平成 1 8 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
日程 2 2	第 1 2 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について	日程 3 0	第 2 号報告	専決処分の承認を求めることについて（福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか 9 条例の制定について）
日程 2 3	第 1 3 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	<hr/>		
日程 2 4	第 1 4 号議案	福井県市町総合事務組合への加入について	○出席議員		
日程 2 5	第 1 5 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合と福井県との間の公平委員会への事務委託について	1 番	木橋 正昭君	2 番 立石 武志君
			3 番	木下 章君	4 番 清水 宏君
			5 番	森口 忠俊君	6 番 藤本 誠君
			7 番	辻 健一郎君	8 番 玉邑 哲雄君
			9 番	佐々木敏幸君	10 番 佐々木富基君
			11 番	福田 修治君	12 番 渡辺 恵君
			13 番	西嶋 久夫君	14 番 内藤 博男君
			15 番	北山 謙治君	16 番 砂子 三郎君
			17 番	酒井 英夫君	18 番 西岡 紀夫君
			19 番	山川 豊君	20 番 松山 俊弘君
			21 番	山口 清盛君	22 番 近藤 高昭君
			23 番	上田 誠君	

○欠席議員（0人）

○事務局出席職員

事務局長 田中嘉久
事務局次長 稲葉重和
次長補佐 西川一栄
主査 長谷川正広
主査 中村弘和
主査 中島正登

○説明のため出席した者

広域連合長 坂川優君

【田中事務局長】 事務局長の田中でございます。本定例会は、福井県後期高齢者医療広域連合発足後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の木橋議員をご紹介します。

それでは、木橋議員には議長席へご着席願います。

【木橋臨時議長】 ただいまご紹介をいただきました木橋でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は23人であります。

地方自治法第113条の規定により、定数に達しております。よって、これより平成19年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事の進行につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が、まだ制定、公布されておりませんが、後ほど提案されます会議規則案により、進行いたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

本日は、福井県後期高齢者医療広域連合議会最初の議会招集に当たりまして、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長、坂川優君。

【坂川広域連合長】 本日ここに、福井県後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会が開催されるに当たりまして、改めて一言ごあいさつを申し上げます。

今回は、広域連合設立後、初めての第1回の議会となるものでありまして、各市、町の議会から選出をいただきました議員の皆様方には、何かとご多用のところをご出席いただき、議会の組織をはじめ、提案いたしました各種案件のご審議をいただきますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

ご高承のごとく、福井県後期高齢者医療広域連合は、去る2月1日、福井県知事の設定許可をいただき、設立をいたしたところでございます。

議員各位には広域連合の設立のために、

各市議会、町議会におかれまして、格別のご指導、ご協力を賜り、そのお力添えに深く感謝を申し上げますところであります。

また、同日開催をされました市長町長会議におきまして、広域連合長の選出が行われ、不肖私が、その大任を担わせていただくこととなりました。県内のすべての市と町で構成をされる広域連合の設立は、福井県で初めての取り組みであり、後期高齢者12万人の医療・保険制度の運営責任の重大さを痛感いたしているところであります。

21世紀に入り、我が国は、超少子高齢化社会の到来を迎えようとしております。一方で、高齢者人口の増加や医療技術の進歩に伴い、老人医療費が急速に増大をいたしており、公的医療制度を担う国や地方の財政は、今後ますます厳しさを増してくるものと予想をされております。

こうした中におきまして、広域連合による後期高齢者医療制度の運用は、福井県全域を単位とする広域化により、健全な財政運用を図り、安定した保険運用を目指すものであります。

迫り来る高齢化社会に備え、公的医療制度全体の将来を見据えた、画期的で重要な取り組みとなるものと考えております。このためにも、平成20年度から、後期高齢者の方々に信頼される後期高齢者医療制度の、円滑かつ着実な運用開始を図ることが、私どもの広域連合にとって、当面の最大の

課題であり、また使命であります。

多くの難しい問題が山積をしているところではありますが、窓口業務を担う市、町と緊密な連携、協力を図るとともに、皆様方と力を合わせ、運営責任を果たせるよう全力を尽くしてまいり所存であります。

今後とも、議員各位の一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、招集に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【木橋臨時議長】 これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

日程1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【木橋臨時議長】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指

名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【木橋臨時議長】 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に、山口清盛君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山口清盛君を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【木橋臨時議長】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口清盛君が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山口清盛君が議長におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人のごあいさつをお願いいたします。

山口清盛君。

【山口議長】 ただいま、議長という重い荷物を背負いまして、福井県市町議会団を代表いたしまして、私が指名されたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙をいただきまして、福井県後期高齢者医療広域連合が設立されて最初の記念すべき第1回定例会において、初代の広域連合議会議長につかせていただきますことは、まことに身に余る光栄であります。その責務の重大さに身が引き締まる思いでございます。

超少子高齢化社会の到来を前にして、高齢者の皆さんが安心して安定したサービスを受けることができる医療保険制度の確立が必要不可欠であります。そのためにも、今般の後期高齢者医療制度の創設はまさに時期を得たものであり、その運営主体となる広域連合の役割は極めて重大なものがあります。

平成20年から制度運用に向けて解決すべき課題が山積みされておりますが、議会といたしましても、諸課題に真摯に取り組んでいかなければならないと考えております。

もとより、浅学非才の身ではありますが、皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りまして、公正で円滑な議会運営に心がけ、県民、市民、町民、そして後期高齢者の皆さん方のご理解とご信頼をいただけるよう、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

何とぞ皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつ

とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【木橋臨時議長】 議長が選挙されましたので、私の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。議長と交代いたします。

議長は議長席にお着き願います。

【山口議長】 これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程2、議席の指定を行います。

議席は議長において指名いたします。

議席はただいまご着席の議席といたします。

以上で、議席の指定を終わります。

日程3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番木下章君、2番立石武志君のご両名を指名いたします。

日程4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の者あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限り

と決定いたしました。

日程5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにはたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、渡辺恵君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました渡辺恵君を、福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡辺恵君が、福井県後期高齢者医療広域連合議

会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺恵君が議場におられますので、本席から当選を告知します。

当選人のごあいさつをお願いいたします。
渡辺恵君。

【渡辺副議長】　ただいま、議員各位からご推挙をいただきまして、副議長に選任を受けました越前町議会議長の渡辺でございます。議長の補佐役として、精いっぱい務めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【山口議長】　日程6、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決

定しました。

選挙管理委員には、敦賀市、坂東佐喜子君、鯖江市、飛田文夫君、永平寺町、中谷英樹君、以上の3名の方をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました坂東佐喜子君、飛田文夫君、中谷英樹君を、選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂東佐喜子君、飛田文夫君、中谷英樹君が、選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会補充員には、敦賀市、桃井泰朝君、鯖江市、斉藤啓介君、永平寺町、田原豊数君、以上の3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました桃井泰朝君、斉藤啓介君、田原豊数君を、選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました桃井泰朝君、斉藤啓介君、田原豊数君が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序につきましてお諮りし

ます。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

お諮りいたします。

審議の都合上、日程7、第1号連合会案から、日程10、第4号連合会案まで、以上4件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、日程7、第1号連合会案から、日程10、第4号連合会案までの4件を一括して議題といたします。

本4案につきましては、地方自治法の関係規定により、当広域連合議会の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた会議規則、議会の傍聴に関する事項を定めた傍聴規則、議会の事務を処理する議会事務局設置条例、及び地方自治法の関係規定により、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項を規定するものでございます。

ここでお諮りします。

第4案につきましては、さきの全員協議

会の協議の結果、会議規則第37条第2項に基づき、提案理由の説明を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

4案に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本4案については原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、第1号連合会案、第2号連合会案、第3号連合会案、第4号連合会案の4案はいずれも原案どおり可決されました。

ありがとうございます。

次に、日程11、第1号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして議会の同意を求めることについて、を議題とします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第1号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会

の同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第13条第1項に基づき、広域連合の議会のご同意を得て選任するものでございます。

今回、今井理一君を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。同氏は地方自治に精通するとともに、人格、識見ともに、副広域連合長としてまことに適任と存じておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております第1号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、今井理一君を選任することに同意を求められております。

これに同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、今井理一君に同意することに決定いたしました。

ここで、今井理一君、副広域連合長の出席を求めることにします。

(今井理一君入場、着席)

ご出席をいただきました、今井理一君、副広域連合長からごあいさつをいただきます。

【今井副広域連合長】 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜りました今井でございます。

もとより微力でございますが、後期高齢者の皆さんに信頼され、安心していただける後期高齢者医療制度の運営を目指して、誠心誠意務めてまいりたいというふうと考えております。

どうか、議員の皆様方の格別のご支持、ご鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

【山口議長】 ありがとうございます。

日程12、第2号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、を議題といたします。

広域連合長の提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第2号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第13条第1項に基づき、広域連合の議会の同意を得て選任するものでございます。

今回、山岸正裕君を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。同氏は地方自治に精通するとともに、人格、識見ともに、副広域連合長としてまことに適任と存じております。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいまの議題となっております第2号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、山岸正裕君を選任するこ

とに同意を求められております。

これに同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案、山岸正裕君に同意することに決定いたしました。

ここで、山岸正裕君、副広域連合長の出席を求めることにします。

(山岸正裕君入場、着席)

ご出席をいただきました、山岸正裕副広域連合長からごあいさつをいただきます。

【山岸副広域連合長】 ただいま選任をいただきました副広域連合長の勝山市長の山岸正裕でございます。

今後とも皆様方のご指導をいただきまして、一生懸命させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山口議長】 ありがとうございます。

次に、日程13、第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合監査委員につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、広域連合の議会のご同意を得て選任するものでございます。

今回、識見を有する者から、坂井市丸岡町石城戸町二丁目25番地、田本光三君を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。同氏は地方公共団体の財務管理、事業の経営管理等に関しすぐれた識見を有し、人格ともに監査委員としてまことに適任と存じておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、田本光三君を選任することに同意を求められております。

これに同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、田本光三君に同意することに決定いたしました。

ここで、田本光三君の出席を求めることにします。

(田本光三君入場、着席)

ただいま、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に同意を得られました田本光三君からごあいさつをいただきます。

【田本監査委員】 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま監査委員として皆様からご同意をいただきました、田本光三でございます。

もとより浅学非才でございますが、新しい高齢者医療制度として創設をされました当広域連合監査委員としての職務の重要性につきまして十分認識をし、誠心誠意その職務に精励したいと思いますので、何とぞ議員の皆様からのご鞭撻、ご指導をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【山口議長】 ありがとうございます。

次に、日程14、第4号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福田修治君の退場を求めます。

(福田修治君退席)

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第4号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合監査委員につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、広域連合の議会のご同意を得て選任するものでございます。

今回、広域連合議会議員から、越前市国府二丁目4-16、福田修治君を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。同氏は平成5年5月に市議会議員に当選されて以来、これまで旧武生市、越前市の市政の発展に多大な尽力をされ、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理等に関しすぐれた識見を有し、人格ともに監査委員としてまことに適任と存じておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 ご質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたし

ます。

これより採決します。

ただいま議題となっております第4号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、福田修治君を選任することに同意を求められております。

これに同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、福田修治君に同意することに決定いたしました。

福田修治君の入場を許可します。

(福田修治君入場、着席)

ただいま、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に同意を得られました福田修治君からごあいさつをいただきます。

【福田監査委員】 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま議会代表の監査委員ということで、議員各位のご同意を得ましたこと、まことに厚くお礼申し上げます。

もとより微力でございますけれども、広域連合の財政運営、保険運営が着実に円滑に進められますよう、誠心誠意、監査委員としてその職責を全うしてまいりたい、このように思っております。

どうか、皆さん方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

て、一言お礼のごあいさつといたします。
まことにありがとうございました。

【山口議長】 お諮りいたします。

審議の都合上、日程15、第5号議案から、日程23、第13号議案まで議案9件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、日程15、第5号議案から、日程23、第13号議案まで議案9件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第5号議案から第13号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、それぞれ本広域連合設立に伴い、所要の整備を行うものでありまして、監査委員の職務などの規定をはじめ、本広域連合が保有する公文書の情報公開、及び個人情報情報の適正な取り扱いに関する必要な規定を行うほか、本広域連合の一般職に係る育児休業等、及び特別職等に係る報酬及び費用弁償について定めるものでございます。

また、地方公務員法の規定に基づく本広域連合の人事行政の運営等の状況等の公表、地方自治法の規定に基づく本広域連合の財政状況の公表のほか、契約期間が複数年とされる契約等に関する長期継続契約を締結するための所要の規定を行い、その運営の

適正化を図るものでございます。

以上、9議案につきましてご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

【山口議長】 事務局長。

【田中事務局長】 ただいま上程されております第5号議案から第13号議案まで一括して補足説明をいたします。

まず、第5号議案は、監査委員の職務及び監査の方法など、監査委員に関し必要な事項を地方自治法第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき定めるものでございます。

次に、第6号議案は、広域連合の情報公開を進め、開かれた公正な事業の推進を図るため、保有する公文書の公開に関する所要の規定を定めるものでございます。

第7号議案は、広域連合の保有する個人情報情報の適正な取り扱いに関する必要な規定を行い、個人の権利・利益を保護するものでございます。

第8号議案は、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図るため、情報公開・個人情報保護審査会の設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

第9号議案は、地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、広域連合の人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第10号議案は、広域連合職員の育児休業に関する規定について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

第11号議案は、広域連合の議会議員など、特別職の職員にかかわる報酬並びに費用弁償について規定するものでございます。

第12号議案は、地方自治法第243条の3第1項の規定により、広域連合の財政状況の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第13号議案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、契約期間が複数年とされる契約等の長期継続契約に関する事項について、所要の規定を定めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

【山口議長】 以上で、議案9件の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 ご質疑なしと認めます。

よって、質疑は終結いたしました。

これより採決いたします。

第5号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例、第6号議案、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例、第7号議案、福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、第8号議案、福井県後期

高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例、第9号議案、福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第10号議案、福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例、第11号議案、福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例、第12号議案、福井県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例、第13号議案、福井県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、以上、議案9件を一括採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、第5号議案から第13号議案まで議案9件は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

審議の都合上、日程24、第14号議案から、日程26、第16号議案まで議案3件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、日程24、第14号議案から、日程26、第16号議案まで議案3件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説

明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第14号議案から第16号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、本広域連合の非常勤職員の公務上の災害等に関する補償について、福井県市町総合事務組合に加入するため、所要の提案をするもののほか、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会への事務を福井県に委託するものでございます。

なお、広域連合の指定金融機関につきましては、株式会社福井銀行高木支店を指定するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

【山口議長】 事務局長。

【田中事務局長】 ただいま上程されております第14号議案から第16号議案について一括して補足説明いたします。

まず、第14号議案は、広域連合議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償事務について、福井県市町総合事務組合に加入するものであります。

第15号議案は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、広域連合職員の人事にかかわる公平委員会の事務を福井県に委託するものでございます。

第16号議案は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、広域連合の公金の出

納事務につきまして、株式会社福井銀行高木支店をして、指定金融機関を設置するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

【山口議長】 以上で、議案3件の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 ご質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第14号議案から第16号議案まで、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 異議なしと認めます。

よって、第14号議案から第16号議案まで議案3件は原案どおり可決されました。

日程27、第17号議案、福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第17号議案、福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

本広域計画につきましては、後期高齢者医療制度の実施に関連して行う広域連合並

びに構成市町の事務について、相互に役割を分担しつつ、総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、策定するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

【山口議長】 事務局長。

【田中事務局長】 ただいま上程されております第17号議案、福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定につきまして、補足説明をいたします。

広域計画につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域連合の設置に当たり策定を義務づけられているものでございます。

厚生労働省の指導を受けながら、構成市町の意見をお聞きし策定したものでありまして、後期高齢者医療制度の実施に当たっての基本方針を示し、法令に基づき広域連合及び構成市町が行う業務を明確にしております。この広域計画に基づきまして、構成市町との緊密な連携協力のもと、将来にわたって安定した計画性のある保険運営、健全な財政運営を進め、後期高齢者の皆様から信頼される広域連合の運営を図ってまいります。

以上、よろしくお願いたします。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 ご質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第17号議案、福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程28、第18号議案、平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

広域連合長からの提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 ただいま上程をされました第18号議案、平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれに3億560万円と定めるものでございます。内容といたしましては、平成20年4月より開始をされます後期高齢者医療制度に係るシステム等に係る経費、及び広域連合の運営に係る一般経費が主なものでございます。

まず、歳入におきましては、第1款分担

金及び負担金に構成市町からの負担金 3 億 5 5 9 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出におきましては、第 1 款議会費において、議員 2 3 名に係る議会運営に要する経費 1 5 1 万 3, 0 0 0 円を、第 2 款総務費において、後期高齢者医療制度に係るシステム、被保険者証の一括交付に係る経費、及び広域連合一般職に係る経費など、3 億 2 4 3 万 3, 0 0 0 円を計上し、予備費に 1 6 5 万 4, 0 0 0 円を計上するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

【山口議長】 事務局長。

【田中事務局長】 第 1 8 号議案、平成 1 9 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、補足説明いたします。

まず、歳入におきまして、第 1 款分担金及び負担金に共通経費負担金としまして、広域連合の一般経費に係る、福井県後期高齢者医療広域連合規約第 1 9 条第 2 項に基づく、負担割合による構成市町の負担金 3 億円、各市町に設置します端末機等の実費負担金 5 5 9 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出におきましては、第 1 款議会費に議員 2 3 名に係る報酬、費用弁償ほか、議会運営に要する経費 1 5 1 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 2 款総務費の第 1 項総務管理費に、県

からの派遣職員 1 名分の給与及び全派遣職員 1 8 名に係る手当等、それぞれ 5 7 2 万 3, 0 0 0 円、1, 5 4 4 万 8, 0 0 0 円を、また需用費に後期高齢者医療制度の周知パンフレットの作成に係る印刷製本費 1, 0 5 6 万円を計上いたしました。

そのほか、被保険者証の送付のため、約 1 2 万件分の郵送郵便料としまして、通信運搬費 3, 1 4 1 万 6, 0 0 0 円を、委託料としまして、後期高齢者医療制度のシステム構築に係る経費 2, 8 6 0 万円。使用料及び賃借料としまして、後期高齢システムに必要な機器の借上げ料 3, 7 0 0 万円ほか、各市町からの派遣職員の給与分に係る派遣市町への負担金 1 億 2, 3 8 4 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

また、2 項選挙費に選挙管理委員 3 名に係る報酬ほか、選挙管理委員会に要する経費としまして、1 1 万 4, 0 0 0 円を。3 項監査委員費に監査委員 2 名の活動に要する経費 9 万 8, 0 0 0 円を含め、第 2 款総務費に 3 億 2 4 3 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

また、第 3 款予備費に 1 6 5 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

以上、よろしくお願いたします。

【山口議長】 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第18号議案、平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

審議の都合上、日程29、第1号報告、専決処分の承認を求めることについて、日程30、第2号報告、専決処分の承認を求めることについての議案2件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

【坂川広域連合長】 それでは、ただいま上程をされました第1号報告、第2号報告の提案理由をご説明申し上げます。

本案はそれぞれ、福井県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、その組織運営並びに事務局職員に係る基本事項について、去

る2月1日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により報告をし、議会のご承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、広域連合設立から本年3月31日までの2カ月間の広域連合運営経費に係る平成18年度一般会計予算を1,472万1,000円と定めたものでございます。また、本広域連合議会の定例会の回数や、本広域連合の休日、公告式の方法をはじめ、事務局の設置ほか職員にかかわる服務及び給与等の勤務条件等についての規定を定めたものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

【山口議長】 事務局長。

【田中事務局長】 それでは、ただいま上程されております第1号報告、第2号報告につきまして、一括して補足説明いたします。

当該案件は、それぞれ広域連合設立に伴い、その組織運営並びに事務局職員に係る基本条例について、去る2月1日付で広域連合長の専決処分としてしたものでございます。地方自治法の規定によりここに報告し、ご承認を求めるとでございます。

第1号報告につきましては、平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。広域連合設立の2月1日から本年3月31日までの2カ月間に係る広域連合運営経費など、歳入歳出の総額を1,472万1,000円と定めたもので

ございます。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金に共通経費負担金といたしまして、福井県後期高齢者医療広域連合規約第19条第2項の負担割合による各市町からの負担金1,430万9,000円。

第2款国庫支出金といたしまして、広域連合の事務経費に係る国庫支出金といたしまして、広域連合の事務経費に係る老人医療費適正化推進費補助金を対象経費の2分の1となる41万円を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、第1款議会費に、議員報酬など23万7,000円のほか、議会運営に要する経費53万9,000円を。第2款総務費としまして、1項総務管理費に、県からの派遣職員1名分の給与及び全派遣職員10人に係る手当等、それぞれ96万円と118万6,000円。各種条例の整備を行う例規作成委託料としまして107万6,000円。広域連合事務所の整備に係る備品の購入に122万円。各市町からの派遣職員の給与分に係る派遣市町への負担金、派遣職員負担金724万円を計上しております。

また、2項選挙管理委員会費、及び3項監査委員費に委員報酬、及び費用弁償などそれぞれ3万8,000円、3万3,000円を計上し、第2款総務費1,409万2,000円といたしております。

また、第3款予備費に9万円を計上いたしております。

次に、第2号報告につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか、9条例の制定にかかわる専決処分としたものの報告と承認を求めるものでございます。

福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例につきましては、広域連合の休日に関して必要な事項を定めたものであります。

また、福井県後期高齢者医療広域連合公告式条例につきましては、地方自治法の規定による条例規則等の公布の方法についての規定を定めたものであります。福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例につきましては、本広域連合の議会定例会の回数を年2回と定めたものでございます。

以下、広域連合事務局の設置に関する条例をはじめ、事務局員、職員に係る服務、職務及び休日等の勤務条件等について規定したものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

【山口議長】 以上で、第1号報告、第2号報告についての提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【山口議長】 ご質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第1号報告、専決処分の承認を求めることについて、第2号報告、専決処分の承認を求めることについて、以上議案2件を一括採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【山口議長】 ご異議なしと認めます。

よって、第1号報告、第2号報告の議案2件は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本定例会に付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長、坂川優君。

【坂川広域連合長】 ここに、平成19年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が閉会されるに当たり、一言御礼を申し述べます。

議員の皆様方には極めてご多用の中をご出席をいただき、長時間にわたり、提案いたしました関係各議案について慎重なご審議をいただき、本日ここに妥当なご決議及びご同意をいただき心から厚く御礼を申し上げます。

特にご意見等はございませんでしたが、何とかしっかりやれよと、こんなふうに各

議員の皆様方から仰せをいただいたものと、私受け取らせていただくところでございます。是非こうした各議員の皆様方、殊に各議会で中心的役割を果たしていただいております議員の皆様方のご意向ということは、福井県の市議会、町議会全体のご意向と承りまして、こうした意味を責任を十分に踏まえ、今後の後期高齢者医療制度の運営に反映をさせてまいりたいと、かように存じておりますので、どうかよろしく今後ともご指導、ご鞭撻のほどを賜りたいと存じます。

なお、先ほど、あと1カ月の命とかいうご発言がございました。統一地方選挙をお控えになっていらっしゃる皆様方におかれましては、どうかくれぐれも体調を整えいただきまして、さらにこの広域連合の発展のために、ひとつ所期の目的を果たされまして、また引き続き私どもとともにこの任に当たっていただければ大変ありがたいと、こんなふうに存じております。

議員の皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

【山口議長】 これをもちまして、平成19年度第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成19年3月29日

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

署名議員

署名議員